

厚生労働省
東京労働局発表
平成24年5月11日

担当	東京労働局 労働基準部 監督課 監督課長 湯川 渉 統括特別司法監督官 梶野 晃 電話 03-3512 - 1612(内線 6402)
----	--

平成23年度司法処理状況の概要について

- 依然として、危険防止措置義務違反の送検が多数 -

<東京労働局における平成23年度司法処理状況概要>

- ・送検件数 54件 (対前年度比 15件増 38.5%増)
- ・送検事案の内容
 - 労働条件に関するもの 25件 (対前年度比 1件増 4.2%増)
 - 安全衛生に関するもの 29件 (対前年度比 14件増 93.3%増)
- ・業種別件数 建設業 20件 接客娯楽業 5件 運輸業・商業 各3件

東京労働局(局長 山田 亮)は、管下18労働基準監督署・支署における平成23年度(4月から翌3月)の司法処理状況(注)の概要を以下のとおり取りまとめた。

送検に関する統計は、別添のとおりである。

(注)「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検することをいう。

なお、労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されている。

1 送検事案の傾向について

ポイント1・・・件数の動向 (表1、グラフ1参照)

- ・平成23年度の送検件数は54件で、対前年度比では15件増(38.5%増)。

ポイント2・・・主要違反事項の内訳（表1、表2、グラフ2参照）

- ・送検事案を主要違反事項別にみると、
 - 労働安全衛生法違反 29 件のうち
 - 機械等・墜落等の危険防止措置が
 - 対前年度比 11 件増(122.0%増)の 20 件(23 年度構成比 37.0%)
 - 労働災害を発生させたのに労働基準監督署に報告しない「労災かくし」が
 - 対前年度比 2 件増(50.0%増)の 6 件(23 年度構成比 11.1%)
 - 労働基準法等違反 25 件のうち
 - 賃金・退職金不払が対前年度比増減 0 の 12 件(23 年度構成比 22.2%)
 - 賃金不払残業が対前年度比 2 件増(66.7%増)の 5 件(23 年度構成比 9.3%)
- となっており、依然として、機械等・墜落等の危険防止措置が全体の 3 分の 1 以上を占めている。

ポイント3・・・業種別の内訳（表3参照）

- ・業種別にみると、建設業 20 件、接客娯楽業 5 件、運輸業 3 件・商業 3 件の順であった。
- ・対前年度比で増減数が大きいのは、建設業が対前年度 6 件増(42.9%増)で、計 20 件(23 年度構成比 37.0%)であった。特に労働安全衛生法違反事件においては、29 件中 17 件(58.6%)となっている。

2 今後の対応について

東京労働局は、従来にも増して労働基準関係法令の履行確保を図るため、労働基準法等の労働関係法違反に対しては厳正な態度で臨むこととしており、特に重大・悪質な事案に対してはこれを放置することなく積極的に捜査に着手し、送検手続をとる方針である。

また、その際、任意捜査に非協力的な事業主に対しては、強制捜査を実施することとしている。